

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号、第 801 条第 3 項第 2 号及び会社法施行規則第 189 条に定める開示事項)

2024 年 10 月 1 日

株式会社 INPEX

株式会社 INPEX JAPAN

2024年10月1日

東京都港区赤坂五丁目3番1号
株式会社 INPEX
代表取締役 上田 隆之

東京都港区赤坂五丁目3番1号
株式会社 INPEX JAPAN
代表取締役 宮永 勝

吸収分割に係る事後開示事項

株式会社 INPEX(以下「INPEX」といいます。)及び株式会社 INPEX JAPAN(以下「INPEX JAPAN」といいます。)は、2024年6月24日付で両社の間で締結した吸収分割契約(同年8月8日付で一部変更)に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、INPEXの国内における石油・天然ガス事業等に関して有する権利義務の一部をINPEX JAPANに承継させる吸収分割(以下「本分割」といいます。)を行いました。本分割に関して、会社法第791条第1項第1号、第801条第3項第2号及び会社法施行規則第189条に基づき、それぞれ事後に開示すべき事項は次のとおりです。

記

1. 本分割が効力を生じた日(会社法施行規則第189条第1号)

2024年10月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過(会社法施行規則第189条第2号)

- (1) 会社法第784条の2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

INPEXにおいては、会社法第784条第2項の規定に基づき、株主総会の決議による承認を得ることなく本分割を行いました。そのため、INPEXの株主は会社法第784条の2の規定に基づき本分割の差止請求を行うことは認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 785 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

本分割は会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当します。そのため、会社法第 785 条第 1 項の規定に基づく反対株主の株式買取請求権は認められておらず、本手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過

本分割に際して会社法第 787 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第 787 条の規定に基づく新株予約権買取請求の手続について、該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条(債権者異議)の規定による手続の経過

INPEX は、会社法第 789 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、2024 年 8 月 19 日付で、官報及び電子公告にて公告いたしました。本分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 189 条第 3 号)

(1) 会社法第 796 条の 2(吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過

INPEX JAPAN の株主は INPEX のみであるため、会社法第 796 条の 2 の規定に基づく本分割の差止請求はありませんでした。

(2) 会社法第 797 条(株式買取請求)の規定による手続の経過

INPEX JAPAN の株主は INPEX のみであるため、会社法第 797 条第 1 項の規定に基づく株式買取請求はありませんでした。

(3) 会社法第 799 条(債権者異議)の規定による手続の経過

INPEX JAPAN は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 8 月 19 日付で、官報にて公告を行いました。本分割について同条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。なお、INPEX JAPAN には各別の催告を行うべき知れている債権者は存在しません。

4. 本分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 189 条第 4 号)

INPEX JAPAN は、本分割の効力発生日である 2024 年 10 月 1 日をもって、INPEX の国内における石油・天然ガス事業等に関して有する権利義務の一部を承継いたしました。

なお、INPEX JAPAN が本分割により INPEX から承継した資産の額は 2,568 億円(2023 年 12 月期)であり、負債の額は 326 億円(2023 年 12 月期)です。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日(会社法施行規則第 189 条第 5 号)

2024 年 10 月 1 日(予定)

6. その他本分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号)

該当事項はありません。

以 上